⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成14年度以降に、次の㋐から㋓の全ての要件を満たす橋梁の製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、次の㋐及び㋑の要件を満たす橋梁の製作及び架設工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㋒　最大支間長が65m以上であること。

㋓　架設工法がトラッククレーン工法及びトラッククレーン（クローラクレーンを含む）ステージング工法以外の工法であること。

ただし、㋐から㋓は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、留萌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での架設期間に専任で配置できること。現地での架設期間は、平成30年６月１日から平成31年11月29日までを予定する。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

㋑　平成14年度以降に、上記イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

７　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

８　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01

９　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、一般国道40号天塩町天塩大橋Ａ橋上部工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局留萌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局留萌開発建設部契約課

競争参加者の資格に関する公示

奄美㉙隊庁舎Ａ（奄美地区）新設建築工事外２件に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

本公告に記載の工事は、競争参加資格審査申請書を共通化できる３件の工事を対象に、一括して公示し、資格審査を実施する試行工事です。

なお、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体を結成することは認められません。

平成29年４月18日

熊本防衛支局長　増田　浩之

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　43

１　工事名

①　奄美㉙隊庁舎Ａ（奄美地区）新設建築工事

②　奄美㉙隊庁舎Ｂ等（奄美地区）新設建築工事

③　奄美㉙隊庁舎等（瀬戸内地区）新設建築工事

２　工事場所　①②鹿児島県奄美市

③鹿児島県大島郡瀬戸内町

３　工事概要

本工事は、以下の工事等を行うものである

①・隊庁舎Ａ新設（鉄筋コンクリート造地上４階・地下１階建て延べ面積約9,200㎡）

・自転車置場新設（鉄筋コンクリート造平屋建て延べ面積約50㎡　２棟）

・ゴミ置き場新設　一式

・国旗掲揚塔新設　一式

※仮設作業員宿舎等一式を含む

②・隊庁舎Ｂ新設（鉄筋コンクリート造４階建て延べ面積約6,700㎡）

・厚生施設新設（鉄筋コンクリート造３階建て延べ面積約2,800㎡）

・予備発電機室新設（鉄筋コンクリート造平屋建て延べ面積約40㎡）

・警衛所新設（鉄筋コンクリート造平屋建て延べ面積約250㎡）

・哨舎新設（鉄筋コンクリート造平屋建て延べ面積約４㎡）

・自転車置場新設（鉄筋コンクリート造平屋建て延べ面積約50㎡）

・門扉・門柱新設　一式

・ホース乾燥塔新設　一式

・ゴミ置き場新設（鉄筋コンクリート造　２棟）

③・隊庁舎新設（鉄筋コンクリート造２階建て延べ面積約5,700㎡）

・予備発電機室新設（鉄筋コンクリート造平屋建て延べ面積約40㎡）

・受電所新設（鉄筋コンクリート造平屋建て延べ面積約370㎡）

・自転車置場新設（鉄筋コンクリート造平屋建て延べ面積約30㎡　２棟）

・ゴミ置き場新設　一式

※仮設作業員宿舎等一式を含む

４　工期

①～③平成31年２月28日まで

５　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　平成29年４月18日から同年５月15日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。